

## 南砺市農業委員会第10回総会会議録

- 1.招集日時 令和 6年 3月 27日
- 2.開会時刻 令和 6年 5月 8日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 令和 6年 5月 8日 午後3時46分
- 4.場 所 南砺市役所 302 会議室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 19名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	欠
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

### 7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可に対する  
事業計画変更承認申請について

議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につ  
いて

議案第42号 農地の非農地証明願いについて

議案第43号 農用地利用集積計画(案)の決定について

第3 協議第12号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外に  
ついて

- 協議第 13 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の  
状況その他事務の実施状況の公表（案）について  
第 4 報告第 11 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について  
報告第 12 号 農地転用制限の例外に係る届出について  
報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

## 8.事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由  
里、主任 内山 葵

## 9.会議の概要

- 事務局長 皆様お疲れ様でございます。本日はちょっと寒いですがけれどもお集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから第 10 回南砺市農業委員会令和 6 年 5 月の総会を開催いたします。私はこの度人事異動によりまして、農業委員会事務局長兼農政課長を拝命いたしました中島と申します。よろしく願いいたします。昨年度までは行政改革等の課長を務めておりまして、農業関連の部署は初めての経験でございますが、営農組合というものには参加しておりまして、農業のことは若干わかると思っております。これから皆様と一緒に、南砺市の農業発展に貢献していけるように努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。また新たに内山主任が課内異動によりまして、担当となりましたのでご紹介いたします。
- それでは総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数 20 名中 19 名が出席されております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定される定数に達しておりますので、総会が成立したことをここにお知らせいたします。会議開始にあたりまして岡村会長からご挨拶をお願いいたします。
- 会長 本日は本当に農作業の一番お忙しい中、ほとんどの方がご出席いただきありがとうございます。今ほど新事務局長さんからのご挨拶もございましたが、人事異動ということで新事務局長が着任されたということで今後ともよろしく願いいたします。それから私どもの年間の業務が大変当初より忙しいということを知っておりまして、事務局が 1 人増えることを秋頃から期待してはいたんですが、どこも厳しいということで人員の増とはならず、これまでも事務をしていた内山さんが、今回の会議から担当部分の説明をしていただくことにしておりますのでよろしく願いいたします。本日は、議案が 5 件、協議事項 2 件、報告事項 3 件ということで慎重なご審議をよろしく願いいたします。
- 会長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。  
本日の署名委員は、1 番委員、2 番委員の 2 名の方よろしく願いいたします。
- 会長 それでは議事に入ります。
- 議長 議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議

案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 39 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 4 件の申請がありました。面積は 田 1,647 m<sup>2</sup> 畑 1,125 m<sup>2</sup> 計 2,772 m<sup>2</sup>です。

受付番号 1 番です。

今回お父様であります譲渡人〇〇〇〇さんから息子さんであります譲受人〇〇〇〇さんに畑一筆を生前贈与するということでございます。他に田んぼを持っていらっしゃるんですけども、そちらの方は現在他の法人に預けておられまして、畑だけはご自身でやりたい、ご自分の名義にしたいということで、今回この一筆のみを生前贈与するものでございます。

受付番号 2 番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは、労働力不足のため耕作できないということで、地元の方であります譲受人に所有権移転するということでございます。

受付番号 3 番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは、県外に居住していらっしゃるということで、耕作できないということで、譲受人であります地元の農事組合法人〇〇〇〇営農さんに今回所有権移転するものでございます。

受付番号 4 番です。

譲渡人〇〇〇〇さんが、実際に耕作管理している譲受人〇〇〇〇さんに譲り渡すものということです。正式な利用権を結んではいなかったんですけども、譲受人であります〇〇〇〇さんがずっとこの地を管理耕作しておられたということで、正式に所有権を移転するということで申請があったものでございます。

全ての案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 40 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回1件の申請があり、田 1筆 142㎡ です。

当初一般住宅を建てる計画で転用許可を取得されていたのですが、造成までしたところで転用の必要性がなくなったため、ずっとそのままの状態になっていました。今回、その農地を計画変更後の譲受人であります〇〇〇〇さんが駐車スペース及び店舗敷地として利用したいということになり、新たな転用申請と同時に過去の計画の変更承認申請が提出されたものです。

新たな譲受人さんは、申請地の隣に店舗があり、造成してそのままになっていた申請地をずっと駐車場や資材置場として借りていたところに、このたびの国道の拡幅工事に伴い、国道沿いにあった店舗や資材庫が買収地となり代替地を検討する必要性が出てきたため、隣接する申請地であれば、作業効率もよく利便性も良いことから代替地として正式に取得されたいというものです。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第41号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回8件の申請があり、すべて田で 18筆 9,836㎡ です。

鉄塔建替えに伴う資材置場・			8,383㎡のうち
休憩所等敷地(一時転用)	1件	田 10筆	6,320㎡
住宅敷地	3件	田 3筆	1,093㎡
駐車スペース及び店舗敷地	1件	田 1筆	142㎡
有害鳥獣埋設用地	1件	田 2筆	1,521㎡
店舗兼住宅敷地	1件	田 1筆	701㎡
物置及び車庫敷地	1件	田 1筆	59㎡
計	8件	18筆	9,836㎡

受付番号1番です。

譲受人〇〇〇〇は、電気事業の会社で、転用の目的につきましては、鉄塔建て替わりに伴う資材置き場、休憩所等施設ということです。この鉄塔自体の建て

替えにつきましては、実は転用許可はいらなくて届出でいいということになっています。ですからこの後の例外届出という案件でまた出てくるんですけれども、それ以外の、建て替え工事のために必要な資材置き場とか、休憩所につきましては一時転用の申請をして、転用許可を受ける必要があるということで、今回の案件として挙がっております。

こちらの地域は今農地整備事業をやっておられる最中ございまして、地図に色をつけさせていただいてるんですけれども、現在の農地も、この地図通りの状況ではないと聞いております。新たな区画での計画になるんですけれども、今の時点で申請する場合は、どうしても今の申請地番で申請することしかできないために、今回のこの申請になっております。

今回の申請地の鉄塔につきましては、地上高が低くて、大型化した機械が通ったり、あるいは線下での重機を使用したりするときに、危ないということが懸念されておまして、今後の事故の未然防止を図るためにも、この機会に建て替えて安全確保したいということで、今回の計画となったそうです。工事が終われば当然この場所は必要なくなりますので、農地に戻されていくということで、一時転用の申請となります。一時転用の期間は、許可を受けた後の令和6年6月1日から令和7年10月31日までの1年5ヶ月です。一時転用は最長3年まで可能なんですけれども、必要期間としては1年5ヶ月で申請が上がっております。作業区画防護柵を設け、入口には門扉を設置し、安全対策には十分配慮するという事です。

農地の区分は、農振農用地のままですので農用地、許可基準は、一時転用ということで判断しております。

受付番号2番です。

こちらの案件は昨年の12月の除外の案件として皆様に一度お諮りしたものです。

譲受人さんは市内のアパートにお住まいの〇〇〇〇さんで、譲渡人は市外にお住まいの〇〇〇〇さんです。転用目的は住宅敷地ということです。譲受人さんは現在アパートに、旦那さんとお子さん3人の計5人で生活されているんですけれども、子供さんの成長に伴い、アパートが手狭になってきたということで自己所有の家を建てる計画をされました。新しい家を建てるのにつきまして、譲受人のご実家の近くの方が、このあと子育ての協力も得やすいということで、地図を見ていただきますと、右側にご実家がありましてその左側に今回の住宅を計画されたものです。

農地区分は1種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

受付番号3番です。

こちら転用目的は住宅敷地ということです。こちらの案件、譲受人さんは現在住所がありますところに家があるんですけれども、傾斜地であり、道路面と同一部分を駐車場として利用しているんですけれども、そちらの間口が下がっていて縦列駐車しかできないということもあって生活に支障をきたしているということです。家をその場所で建て替えることも検討したんですけれども、今の場所では奥行きが狭く、現状のような住宅しか建てられないということで、思い切って別の場所ということで検討され、今回の譲渡人さんと知人関係で、そちらの方とお話したところ、合意をいただけたということで今回の申請になったそうです。こちらの場所自体は、申請人さんの勤務地に近く、お子さんの小学校にも近く、利便性が良いということで、こちらに決定されたということです。現在のお住まいにつきましては、今後は売却募集中ということです。

農地区分は用途地域で3種農地、許可基準は原則許可と判断しております。受付番号4番です。

こちらの転用目的は住宅敷地です。譲受人であります〇〇〇〇さんの住宅敷地が国道 304 号線の拡幅工事の買収地となったことで、その代替地を探す必要が出てきたということです。

これまではここでクリーニング店を営みながら、家族 3 人で生活しておられたそうです。現在は、同地区におられます義理のお父さんも体調不良でこちらと一緒に生活している状況だそうです。義理のお父さんの家の管理もしないといけないし、近隣で畑もしているので、あまり今の場所から離れたところには行きたくないということで、同地区内での代替地を希望しておられたところ、申請地の所有者の方と話がまとまったので今回申請されたものでございます。

農地区分は用途地域で 3 種農地、許可基準は原則許可と判断しております。受付番号 5 番です。

こちらは先ほど事業計画変更の方でお話させていただきました案件でして、今の方と同じように道路拡幅により買収された土地の代替え地を取得されたいと言う案件です。

農地区分は、用途地域で 3 種農地、許可基準は原則許可と判断しております。受付番号 6 番です。

こちらは 12 月の除外案件で、一度ご審議いただいた案件です。譲受人は市で、4 月から課名が変わりましたが、森林・農地整備課が担当になります。

譲渡人は県外にお住まいの〇〇〇〇さんで、転用目的は、有害鳥獣を埋設用地です。有害鳥獣で主にイノシシになるのかなと思っておりますけれども、それによります被害や泥の掘り起こしなどによって用水の流れが悪く農地の被害を及ぼすなど、様々な影響があるため、イノシシとか有害鳥獣を捕獲し、これまでずっと埋設してきた場所が別の地域にあるんですけれども、そちらの場所が今回いっぱいになってきたことで新しい場所の確保が必要となったということです。

既存の埋設地は、先ほど言いましたとおり別の地域ですが、次の新しい場所を決めるにあたりまして、この地域でもイノシシの出没があって今までも埋設してもらってきていたことを考えまして、今般この地域の方に担当者の方からお願いをされたところ、いろいろと協議を重ねられたとは聞いておりますけれども同意が得られたということで今回申請があったものです。

こちらの農地は、一種農地で、許可基準につきましては、市街地の居住性を悪化させる施設ということで、あまり言葉的にはなんですけれどもそういう許可基準がありまして、そちらの設置ということになるかなということで今回そのような基準で県の方には進達したいと思っております。

受付番号 7 番です。

こちらも 12 月の除外案件として一度ご審議いただいているものでございます。転用目的は店舗兼住宅敷地です。譲受人であります〇〇〇〇さんは現在県外にはお住まいですけれども、元々この地区の出身の方で帰郷しまして、実家の隣に住宅兼喫茶店と、それから古着等の中古品を販売するお店をやりたいということで、それと住宅を兼ねた物を建てられたいということで申請が上がったものです。実家で生活している兄やその家族と協力しながら生活したいということで、この場所を選ばれたそうです。

農地区分は 1 種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

受付番号 8 番です。

転用目的は物置および車庫敷地ということです。譲受人〇〇〇〇さんは、申請地の左側の方に平成 19 年に車庫兼物置を建築したんですけれども、一部今回の申請地の方にはみ出していたということです。またさらには、令和 3 年に

事務局 は申請地上に宅地だと思っていたとのことで、許可を得ずに車庫を建築してしまっていたということで、今回農地であることがわかったために是正申請をされたものです。  
農地区分は1種農地、許可基準は既存地拡張と判断しております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。  
  
(異議なし)

議長 それでは、議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。  
  
(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。  
続きまして、次の議題へ進みます。  
  
議案第42号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。  
  
＝議案第42号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回は8件の申請がありました。  
〇〇地域で 田2筆 115.3㎡ 畑1筆 26㎡、〇〇地域で 田14筆 1,201.27㎡ 畑20筆 2,940㎡、〇〇地域で 畑3筆 610㎡ 計4,892.57㎡ の申出がありました。  
1番2番は〇〇地域です。〇〇公園が西側にありますが、その横にある非常に広い墓地の中の一部でございます。次のページには写真がのってるかと思っております。350-2 っていうのは歴史のありそうな立派なお墓の下です。350-3 っていうのはその横の細長い部分です。土地の所有者とお墓の持ち主が違う人という複雑な案件ですけれども、こういったところで墓石のほうには昭和14年9月24日と書いておまして、少なくともそれ以降この状態であるということで、今回、現地を確認いたしました。  
数日後にまた来られまして、351-2の次の畑の26㎡というのが、今度は南側ですけれども、県道砺波福光線沿線にビルが建ってる裏手になります。こちらにも4筆相当が畑のままだったということで、初日は4月2日に、2日目は4月9日に〇〇委員さんと確認して参りましたので、ご報告をお願いいたします。

〇〇委員 今、事務局の方からお話がありましたが、私1950年生まれでして、小学校中学校時代は、周り中は全部お墓でした。私が小学生のころはもう既に田んぼではなくて、墓地というイメージしかありませんでした。参考に備考欄に昭和14年とか15年とかって書いてありますが、この時代に生きていた方のほとんどがいらっしゃらないので全く農地という状況を確認することができませんでした。以上報告に代えさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。続きまして〇〇地域になりますが、3～7番の案件

であります。資料は空撮といいますか、非常に大きな写真であります、この中に公図と合わせて①から⑨までで、足りない部分もあるんですけども、全部で5名の方の案件で34筆ございまして、こちらの方は岡村会長さんと確認させていただきました。実は昨年12月4日に天気がよかったんで行ってきたんですが、そこでは回りきれないとか判明しなかったということで、改めまして4月10日にまた担当委員さんと一緒にほぼほぼ全部回ってきたという案件でございます。19ページからそれぞれの写真を載せてあります。遠景で遠くでどっかこの辺じゃないかなというのはいくつもありますし実際行ってこの辺りですねというのもあります。

ちょっと変わったところでは21ページの下ナンバー9です。現在は林道の下になっているのではないかとということもありましたし、中にはちょっと写真の撮り方もありますが、ちょっとこれは木の生え方が甘いかなという思いのところも何件かあります。実際法務局の方でもしかするとっていう気持ちもあるんですけども、今回一通り全部調べていただいてこの案件ということで確認してまいりました。ざっと流しましたけど、〇〇委員さんご意見をいただいでよろしいでしょうか。

〇〇委員

ただいま事務局からの説明のあった通り、昨年12月4日に事務局さんと私の2人とその地域の実情に非常に詳しい方の3人で、現地確認をしてまいりました。さらに不明な部分が多かったので、4月に入りまして、10日にさきほど申し上げた3名プラス地権者の3名来ていただいて計6名で現地確認をしてまいりました。

ここの16ページをご覧ください、わかると思いますが城端から平に行く道路304号線の途中からどこか入る道があるのですが、この道は、福光の刀利ダムへの山間地道路になっていて左側の地図から言うと左上に刀利ダムという状況でございます。

さらにもう50年前に植林あるいは放置されているところばかりで、下にあった既に廃村になっている方々の所有している田、あるいは畑地番が残っているということで、全て回ってきたつもりでございますが、50年も経っているので現地にこられた地権者の方も、子供のときにお父さんと一緒に山に来たというような方々ばかりで、自分がよくわからないという地権者さんが大半でございますが、一応現地確認したところ、畑にできるところは全くなく山林であろうということで確認してまいりましたのでご報告を申し上げます。

事務局

はい、ありがとうございます。最後は13ページ、8番の案件でございます。〇〇地域で、3筆でございます。こちらの案件は農地利用最適化委員の〇〇さんが扱っておられる件でして、前々からいろいろ調査等されておられるようでして、先にといいますか、もう〇〇委員さんともお話をしまして現地の方も先に回ってこられました。

こちらの資料は25ページになります。最初の方は2筆ありまして27ページの方では、1筆です。こちら私の写真とはちょっと感じが違ってますけども現地写真取ってきていただきまして遠景の部分と近接の部分です。どうみても林ですという形で報告していただき、お渡しいただいたものですから、私自身はちょっと現地は行ってなんですけれども実際確認いただいた〇〇委員さんからご報告いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〇〇委員

4月24日の午後、〇〇さんと現地で確認してきました。次回の委員会でこの方の案件が上がってくると思いますが、所有者であります〇〇〇〇さんという

方はもうだいぶ前に県外の方へ引っ越しされまして、自分たちではその土地を管理できないので親戚の方々に譲渡したいということで、最初3条で申請を上げようとされたわけです。ですが私が見たところ、もうほとんど農地と判断しにくい、30センチから40センチの杉も生えておりましたので、そういうところは先に地目変更をお願いしたいということで今回先に非農地申請が上がった案件でございます。

最初の8番のところは、本当に山の中でありまして、たまたま何か測量した跡があって測量のテープを目印に歩いてやっと確認できたという状況でした。もう林でどこが農地か判断できない状況でした。

もう一つの非農地判定につきましても、こちらはもう集落の中にもありましたが、同じようにとても農地とは言えない状態でありまして、先に非農地判定をお願いしたいということで、〇〇さんには伝えまして、今回の申請に至ったところです。以上です。

- 事務局                    ありがとうございます。以上でございます。よろしく申し上げます。
- 議長                      以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
- 〇〇委員                 資料編の21ページの方に写真で丸で囲んでありますが、これは見た感じ、アスファルト道路ですね。
- 事務局                    はいそうです。
- 〇〇委員                 これ、林道なんですか、
- 事務局                    はい林道です。
- 〇〇委員                 はい。分かりました。林道であれば地権者に了解とって収用をしないで、そのまま付けていくというスタイルで、そんなことはあり得るので分かりました。
- 事務局                    はい森林整備課にも確認をしております。
- 〇〇委員                 これが市道やったら弱った話だなと思ってちょっと聞いてみたんです。
- 議長                      ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
- (異議なし)
- 議長                      ご異議がないようですので採決をとります。
- 議案第42号 農地の非農地証明願いについて賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長                      全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 43 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 43 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

利用権設定等に関する案件で、今回は 4 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、78 件・169 筆の申請がありました。面積は、田 202,486 m<sup>2</sup> 畑 2,814 m<sup>2</sup> 計 205,300 m<sup>2</sup>です。

まずは相対による申し出分について、耕作者ごとにお伝えします。

1 番は農事組合法人〇〇〇〇さんです。こちらは元々契約している筆の他に追加で新規で契約されるものです。

2 番から 4 番は耕作者さんは〇〇〇〇さんで、新規の設定になります。この方は新規の就農者さんで、今回初めて契約されるものです。

本人さんの目標としては、米・豆・野菜の無農薬栽培により付加価値の高い商品を販売していきたいとのことでした。

5 番から 12 番までは、〇〇・〇〇地域で〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。こちらについては山間地域のために賃借料は 0 円で設定しておられます。

13 番から 21 番までの〇〇〇〇さんですが、こちらの法人さんについては、単価の設定をしておられる場合もあるんですけど、今回は 0 円で 10 年の契約をされています。

22 番から 23 番の〇〇〇〇さんについては、契約期間の満了に伴う契約更新になります。

24 番から 26 番の〇〇〇〇さんについても、契約満了に伴う更新になります。

以上が相対分です。27 番以降は農地中間管理事業での契約になります。

27 番から 28 番は、〇〇〇〇さんで、こちらは新規での契約になります。

29 番が、〇〇〇〇さんで、こちらは元々契約しておられるんですけど追加で残りの筆を契約されるものです。

30 番から 39 番の〇〇〇〇については新規の契約になります。

40 番については〇〇〇〇さんで、こちらは新規の契約になります。

41 番から 44 番の〇〇〇〇さんについては、41 番と 44 番の方については新規の契約で、42 番と 43 番については、元々〇〇〇〇さんという方がされていた田について、担い手替えで、今回新規で設定されているものです。

45 番の〇〇〇〇さんについては、元々〇〇〇〇さんがやっておられたところを担い手替えで新規に設定しておられます。

46 番から 47 番の〇〇〇〇さんについては、46 番は新規での契約で、47 番については相対分の期間満了に伴う機構への切り替えになります。

48 番から 50 番の〇〇〇〇さんについては、元々相対の方で〇〇〇〇〇さんと個人契約しておられたものが、満了になりましたので、今回法人の方で新たに契約を更新されるものです。

51 番の〇〇〇〇さんについては、元々契約しておられた筆が誤っていたということが、今になってわかったことで今回、正しい筆で改めて契約するものです。今回後半の方で報告させていただく解約の報告の 30 番の方に解約される筆が入っています。

52 番の〇〇〇〇さんについては、前の耕作者さんである〇〇〇〇さんがお亡くなりになられたため、今回担い手替えで〇〇〇〇さんが引き継がれました。

53 番から 54 番の有〇〇〇〇さんは、先月に引き続きの新規契約で、そちら

は干し柿をやっておられます。

55 番の〇〇〇〇さんは、こちらも新規の契約で、地目は畑なんですけど、アスパラの栽培をしておられます。

56 番から 73 番の〇〇〇〇さんについては、昨年の 12 月に地元の分の筆を主に契約されたんですが、今回は地区の外にある残りの分の農地について契約されるものです。

74 番から 78 番の〇〇〇〇については、農協仲介分の期間満了に伴う契約の更新で、機構の方に切り替えておられます。

流動化率は前回より微増の 62.34%です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員

ただいま説明を受けた中の一番冒頭のところで、自然農法で農業をしたいという方があったんですけど、地図情報もないもんでちょっとわからないんですけど、土地勘がないもんで確認の意味でお話を聞いてください。

今現在借り受けると言っておられた農地の他のエリアは、どういう農業形態なのか、と言うのは、有機農業とか自然農法とかいうのはいいんです。すごく高尚でいいんですが、一番心配なのは、国や県が目指している農業のやり方でしたら、栽培の中できちんとルールが定められて、いつ頃こんな防除しなさいとか、こういう薬剤散布しなさいとかいうルールがあるんです。そうすると、そういう自然農法とか言われる有機農業とかの方々と軋轢が起こる。

その矛先を皆さんの事務局のところへ言いに行くだけならいいんですけど、私は農業委員会で認めてもらったと言ってこっちへお鉢が回らないようにしてほしいとお願ひしたい。それともう一つは、そういう状態を作らないようによく話し合ってくださいということです。多分話し合いでもまとまらないとは思いますが、実際、自分が昔やってその真ん中へ無理やりはめられて大変だったので。農業をやるそれぞれの農家さんは JA のところに所属してそういう経路でいろんな野菜であるとか、米とかを出荷しておられるんですけど、そこではこういうやり方で進めましょうというお手本が書いてありまして、そのお手本に従わないと駄目ですよということがどこかに一筆書いてある。

そこから外れるとちょっと簡単には出荷してもらっても困りますというような話が極端な場合になるから、その辺のところを農業委員会も含めて引っ張り込まれないように気を付けてほしいのと、あとよく話し合ってくださいときっちりと言わないと、あとで課長のところとか、主幹のところへ矛先が飛んでくる。私はたまたまそういう仕事をやってたとき、どう言ったかという地域でまとまって話をしないとある人をやり込めるような話をやってもいけないから、その地域のどこかの部分に一方的にその薬剤散布とかいろんなやり方の余波を受けて、自然農法とかアグリの世界でやっていくにはちょっと私のものが商品として市場に出せない、あるいはお客さんに出せないっていう話があって揉めだしたのです。そしたら、当事者同士での話ではなくて、そのうち市役所が許可したのに何でこんなことを言われなさいといけないのかとなった。その辺のところを、県へ行ってお話を確認させてもらったなら、県は、自然農法というやり方は一方で推奨してるので絶対にひかないし、あなたがたで解決してくださいという話になってしまう。

だから課長なり局長が行って、両方面倒見ながら話することになるので出し渋っていたら、いきなり市長から呼ばれて何考えてるのやと言われても、それはそれぞれ 1 人対周りの人たちがいるものですから、もっと別な意味でその地

域のどこか山手の方とかそういうことを考えられないのかという話で持っていったつもりだったんだけど、どうも俺はあの地面が気に入ってるんだと言われたらしくて大変だった。そんなことにならないように今後も細心の注意を払いながら、今後こういった案件は、考えてほしい。どちらも、被害者になるし加害者になる。言われることは分かるが、どちらの側にもつけないですよ、特に市役所の職員は。その辺のところをお願いしたいし、できるだけそういうことにならないように。でも最後はその前におられるお2人がそのつもりで腹のどこかに収めて、もしそんなことがあったらどうするか、どう答えるか、あるいはその地域に行って山手のところに寄せてやるような、そういうことも考えてやってくださいと言に行かないといけない。20年ほど前の話ですけど参考にしてください。

事務局 有機農業につきましては確かに周りの方と軋轢あるようなことは前々から聞いておりました、そのようにならないように前もって指導なり、ご理解いただけるように進めて参りたいと思います。今回経験を伴ったご助言ということでしっかりと胸に刻んで、取り組んでまいりたいと思います。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 43 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、協議事項へ進みます。

議長 協議第 12 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 12 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 除外の受付番号 1 番です。

1 件目は〇〇地域です。地元の営農組合さんが、今の公民館の横の土地を購入され、農機具格納庫を建てたいということで伺っております。以前の申請でありましたテント型のタイプです。結構大型のものと聞いております。営農の構成員の方々のご自宅といいますか、それぞれの納屋に機械を預けておられたらしいんですけども、そろそろ立ち退きといいますか、何とかならんかなというお話が立ち上がっております。このような形で申請が上がってきたということです。

除外の受付番号 2 番です。

こちらも〇〇地域になりますけれども、〇〇営農の向かいにある空き家を購入したい方が見えられたということです。こちらの方はちょっと図でも敷地が

右下 4 分の 1 ぐらいですかね、小さく黒く塗っておりますけど、この部分だけが畑地に残っており、庭と言いますか実際は畑も若干やったたのかもしれないけど、ほぼ宅地。当然一般住宅ですので 500 m<sup>2</sup> というラインが超えるということもあったんですけども、一体利用という形ということで一般住宅敷地で除外が通りそうだと確認しましたので受け付けております。

除外の受付番号 3 番です。

こちらは〇〇地域になります。申請地の道路を挟んで北側に譲受人〇〇〇〇さんのご自宅があります。家を中心に納屋との間をロータリーで回れるような地形になっています。ただもう既に車は 5 台あるのにカーポートが 2 台分しかなくて、後はもう家の前で停めるしかない状況です。そんな状況の中、たくさん農機具を持っておられますので、農業機械が通るたびに駐車移動しなきゃいけないということで大変不便だということです。申請地は、南側にあります〇〇〇〇さんのお宅の横の〇〇〇〇さんの変形の小さな畑ですけど、道路とも同じ高さで、車でもすっと入っていけるイメージのところなので、そちらを駐車場にするということで申請されたという案件でございます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

協議第 12 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

協議第 13 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 13 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 こちらの案件は県に報告する案件でございます。前回は 6 年度の計画でして、今回は 5 年度の実施状況ということです。前回の 6 年度の目標とほぼ似た形ですので見にくいところもありますが、前回申しましたように皆さん昨年 7 月 20 日に改選されておりますということで挙げております。

27 ページの方に行きまして上からは適正化活動の成果目標ということで農地の集積とありますが、中ほどの③実績というところで、今年度は 7,220ha、これは計算値というか県下で出る数字を当てておりますけれども、新規の修正で 22ha ということで、昨年度の最初からしますと、5,768 あったのは 5,790ha ということで、集積率でいきますと 80.2%で、県と市も合わせて目標としております集積率を到達した形で数字が出ております。

次に遊休農地の方ですけども 28 ページの方への書かれておりますけれども、パトロールも出ていただいておりますけれども出た分だけ増えてきている

というふうな形であります。その中でもですね 28 ページの上の③の実績の方ですね、解消ということでもありますけれども確認いただいた中で自作等ですね、また作っておられたというところは 0.3ha というところを挙げております。

続きまして (3) では新規参入ということで、これは過去の事例から追うものですが 29 ページの上で③の実績ということです。

こちらの空欄になっておりますけれども、下の※印といいますか、こちらの方では農地を取得して新たに農業に参入した方をあげるというカウントの仕方になっておりまして、実際には 1 名の方、1 組かな、いらっしやいまして 1.2ha ほど福光は点在といいますか地区にわかれておられますけれども、そういう方がいらっしやるんですけれども借りておられるものですから、この数字に上げれないという形であります。

次の活動の目標なんですけれども、一応国の方では月 10 日という目標を掲げておりまして、昨年からなんですけれども 8 日という目標にしております。ちょっと前後あわせて申し上げますが、皆様のお手元に片面コピーで令和 5 年度推進委員等の最適化活動の実績状況および点検評価

というものを、昨年は確かに全員分のものをお示ししたと思うんですけども、今回はお 1 人分のものだけテーブルの方に置かせていただきました。それともリンクしてくるんですけれども、おそらく見られるとなんで 0 ばっかなんだとお思いになると思いますけど、ここで言う 0 は先ほどの適正化活動のカウントという言い方しましたけれども、皆様からの活動記録、今日もいただいてますし、毎回いただきまして多い方はすごい頑張っていたけど私は思ってるんですけれども実際にここに点数といいますか、ポイントとして挙げられるのは最適化活動したということで一つの表からすると左上のところにあります項目ですね。大中小に書いてありますけれども、こちらの方で、例えば今日来ていただいたのはこれは一番の分類になる。一番は当然皆様方の恒例のお仕事ではあるんですけれども、最適化活動かという、当たらないということになる。確かに 2 番とか 3 番あたりですね、当然今大変皆さんにご協力いただいております地域計画の関係ですね、そういうのもあるんですけれども、そういうものだけがここに上がってくるという集計といいますか、評価になっておりますので一歩引いた感覚で見ていただきたいなと思っております。

先ほどの評価という話もありますけどこれもなかなか話が難しいなというところもありますけれども、先ほどからありますように集積がこれでもう県も 2 年ほど前ですが市に 90% から 80% に下方修正ということがありましたけれども、その目標には計算上は到達しているということです。言い方を変えればこの適正化活動はまだできないわけじゃないですけども、やる余地が少ないですよという捉え方、言い方ができるのかなと私思いますので皆様方もそういった形だというふうにおくみ取りいただきたいです。それぞれの評価、点検評価のところは、私勝手に書いておりますのでこんなんじゃなくてこう書き替えてくれとか、おっしゃっていただければお知らせいただきたいと思っておりますし、総会で出た意見なども私勝手に書いてるんですけど一番下の方にあると思うのですが、こういった当たり障りが無いといいますか、ぼかしたような表現しかできないということです。一つは一緒に話をさせていただきました。活動の強化月間ということでここで南砺市とすれば農地パトロールしかないんですけども、それとは別に今あるということをおっしゃるんですがちょっとこちらの方ではそれに 1 回カウントを入れてまいります。最後 30 ページの方ですね新規参入の相談会、こちらの方も農政課ですね、毎年行ってます。昨年も 7 月 23 日に 17 人参加でじょうはな座でやってもらうということなんですけどもそちらの方推進員さんの方が参加しておられればカウントするという何かち

よっと変な感じもするんですけども、そういった条件上、0回ということになります。せっかくやっていたらんですけども、0回ということで上げております。この表が実はエクセルで一連のものになっておりまして、それぞれいくつかポイントがありましてそれを集計すると、今下の方ですね目標の達成状況の標語になっていますが、目標に対して期待通りの結果が得られたとなっております。今回のポイントでいくと、ギリギリこの評価が得られたというポイントのレンジ幅といいますか、ギリギリで言葉にするとこれなんですけども実際には期待を下回る結果となったというギリギリの線だったのかなという状況であります。点検評価の結果も57名の方ですね、全員下回るという表現になってしまっております。ちょっとこの辺はこういうもんだとご理解いただきたいと思います。最後、事務の実施状況ということで、去年は改選中でありました。総会は12回ですし組織委員会へ小委員会ではまた標準作業料を協議していただきました。もう検討いただいております。先ほどの個人個人の点検評価ですが、こちら計算上、任期で変わられた方もその前任の方を引き継いだといいますか、そのまま集計をしてありますので、当然7月以前はやってないのについていう方いらっしゃると思いますけども、それは前任の方の数字が上がってるとご理解いただきたいと思っております。本件につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

協議第13号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして報告事項へ進みます。

報告第11号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について、事務局より説明を求めます。

＝報告第11号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

申請者は〇〇〇〇さんで、親子でも頑張っておられるようです。〇〇さんは干し柿を手広くやっておられて、最近では近所の方とかですね、請負の形でさらに増産される予定だということと、息子さんも別の作物ですかね、やっておられるということで、既存の農機具格納庫、加工場がきつい状態だったということで、図にありますように宅地の南側に細長く着色しておりますけども、これは実際の建物からすると半分ほどかかるというイメージで、宅地と両方合わせて東西に長い農産物の加工施設を新たに建てられたいということで、農業用施設なので軽微な変更ということで申請を受けております。

これは今 5 月下旬頃にですね、縦覧の期間が開きますのでその頃にこれも縦覧して進めたいという案件でございます。以上でございます。よろしくお願ひします。

議長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長

報告第 12 号 農地転用制限の例外に係る届出について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 12 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

鉄塔を建てる場合、本体の部分は転用許可がいらぬということで、届出でいいですよとなっているので、それを受けまして今回、〇〇〇〇さんが届け出をされたものでございます。

譲渡人が 3 人いらっしゃいますので、3 行にわかれており、農地の方は全部で 4 筆でこちら面積の一部ということで、うち何㎡という形で書いてあり、全部合わせまして 543 ㎡になります。本当でしたら鉄塔の部分っていうのは所有権移転をするんですけども、今回はまだ先ほども言いましたように、農地整備事業の最中で、所有権移転するための地番と面積が定まっていぬということで、今はまずは賃借権の設定をして、農地整備事業が終わって確定したら、所有権移転すると聞いておりますので今回の届け出は、賃借権でいただいております。

議長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長

報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 13 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 32 件の届出がありました。

面積は、田 28,558 ㎡ 畑 351 ㎡ 計 28,909 ㎡です。

受付番号 1～2 番は、5 条転用するために合意解約したものです。

受付番号 3 番は、担い手を変更するために合意解約するものです。

受付番号 4 番は、中間管理機構通しの契約に変更して法人に預け直すために合意解約するものです。

受付番号 5～26 番は、中間管理機構通しにして担い手を変更するために合意解約するものです。

受付番号 27～28 番は、担い手を変更するために合意解約するものです。

受付番号 29～30 番は、契約したときに番地を間違えていたことに気づいたため合意解約するものです。

受付番号 31～32 番は、5 条転用するために合意解約するものです。

議長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長

それでは、その他の案件につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局

・地域計画検討項目の提出状況配布と今後のスケジュールについて

議長

ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

議長

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和6年6月4日(火)午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第10回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時46分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長